

教職課程

文化学部

❖ 教職課程(2026年度入学者)

文化学部で中学校及び高等学校の教員を志望する人のために、以下に示す教職課程が設けられています。専攻の専門教育科目など卒業に要する単位を修得するとともに、教育職員免許法及び同施行規則に定められている免許状取得に必要な単位を修得した人は、教員免許状を取得できます。また、佛教大学又は聖徳大学の通信教育課程を併修することにより、小学校教諭免許状を取得することも可能です。ただし、計画的に履修しないと教育実習の履修資格を得られず、免許状授与の要件を満たすことができなくなりますので、注意してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

学科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
文化構想学科	英 語	英 語
京都文化学科	社 会	地理歴史

教職課程に関する相談

教職課程の履修相談及び教員免許状取得に関する質問等がある場合は、教職課程教育センターへ来室してください。

教職に関する資料

教職課程教育センターの書架に、教員採用試験問題集、中学校及び高等学校の教科書等を置いてあります(貸出可)。また、図書館の資格・就職コーナー、雑誌コーナーにも教職に関する資料(教科書は除く)があります。積極的に活用してください。

教職課程に関する掲示

教職課程に関する重要なお知らせは、POSTに掲出します。**必ず1日に1回は確認するようにしてください。**

2. 免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数

必要な基礎資格		学士の学位を有すること (学部の履修規定をよく読んで卒業要件単位数を満たすこと)	
必要な区分 (法定単位)		本学における最低修得単位数	
第6条の6に定める 科目規則	日本国憲法(2)	各免許状共通	2
	体 育(2)		3
	外 国 語 コミュニケーション(2)		2
	数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作(2)		2
教育の基礎的理解に 関する科目等 (中学校27) (高校23)	中学校	英 語	33
		社 会	33
高校	英 語	29	
	地理歴史	29	
教科及び教科の指導法に 関する科目 (中学校28) (高校24) *取得希望校種・教科ごとに 修得すること	中学校	英 語	28
		社 会	28
高校	英 語	24	
	地理歴史	24	
大学が独自に設定する科目 (中学校4) (高校12) *取得希望校種・教科ごとに 修得すること	中学校	英 語	0
		社 会	0
高校	英 語	6	
	地理歴史	6	

() 内に示す単位数は、教育職員免許法に定める単位数であり、本学では上記「本学における最低修得単位数」をすべて修得しなければ、卒業と同時に免許状を取得することはできません。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

3. 必要な区分の詳細

(1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

〔日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作〕

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開設授業科目等	
科目	単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数
日本国憲法	2	日本国憲法(2)	2単位 必修
体育	2	健康科学講義(2) 健康科学実習(1)	3単位 必修
外国語 コミュニケーション	2	基礎英語(コミュニケーション) I(1) 基礎英語(コミュニケーション) II(1) 基礎英語(コミュニケーション) III(1) 基礎英語(コミュニケーション) IV(1) 初級英語(コミュニケーション) I(1) 初級英語(コミュニケーション) II(1) 初級英語(コミュニケーション) III(1) 初級英語(コミュニケーション) IV(1) 中級英語(コミュニケーション) I(1) 中級英語(コミュニケーション) II(1) 中級英語(コミュニケーション) III(1) 中級英語(コミュニケーション) IV(1) 上級英語(プレゼンテーション) I(1) 上級英語(プレゼンテーション) II(1) 上級英語(ディスカッション) I(1) 上級英語(ディスカッション) II(1) 上級英語PLUS(S&W) I(1) 上級英語PLUS(S&W) II(1)	2単位 選択必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	データ・A Iと社会(2) データ・A I活用基礎(2) データ・A I活用実践(初級)(2) データ・A I活用実践(上級)(2)	2単位 選択必修
		—	—

注意事項

- 3年次末までに全科目区分で最低修得単位数を修得しなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することができません。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等			
教育の基礎的理解に関する科目等	単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		備考
	中学校	高校		中学校	高校	
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	教育原論(2) 教育人間学(2)	2単位 選択必修		3年次末までに修得すること
			教職論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること
			教育社会学(2)	2単位 必修		
			教育法規・教育行財政(2) 学級・学校経営の理論と方法(2)	選択		
			教育心理学(2) 発達心理学(2)	4単位 必修		3年次末までにいずれか1科目を修得すること
			特別支援教育論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること(注2)
教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)			教育課程論(2)	2単位 必修		
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	10	8	道徳の理論及び指導法	2単位 必修	—	
			総合的な学習(探究)の時間の指導法	2単位 必修		
			特別活動の指導法	2単位 必修		
			教育の方法及び技術	2単位 選択必修		
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法	2単位 必修		3年次末までに修得すること
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2単位 必修		3年次末までに修得すること
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			教育相談の基礎と方法(2)	2単位 必修		
関する実践科目	5	3	教育実習	1単位 必修		3年次末までに修得すること
			教育実習 I(4) 教育実習 II(2) 事後指導を含む	4単位 必修	2単位 必修	
			教職実践演習	2単位 必修		
最低修得単位数			合計	33	29	

❖ 教職課程(2026年度入学者)

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
2. 中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習Ⅰ(4)」を履修しなければなりません。「教育実習Ⅰ(4)」を修得することで、高等学校教諭免許状取得に必要な単位に振り替えます。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 英語》				文化構想学科			
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		
		中学校	高校		中学校	高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	1単位以上		英語学概論A(2) 英語学概論B(2)	4単位 必修		
				英語学A(英語音声学・音韻論)I(2) 英語学A(英語音声学・音韻論)II(2)	選択		
	英語文学	1単位以上		文芸文学論A(2) 文芸文学論B(2)	2単位 選択必修		
				英語文学作品論(2) 英語文学講読A(2) 英語文学講読B(2)	選択		
	英語コミュニケーション	1単位以上		ベーシック・スキルズA(1) ベーシック・スキルズB(1) アカデミック・スキルズA(1) アカデミック・スキルズB(1)	4単位 必修		
				インターメディアイト・リーディングA(2) インターメディアイト・リーディングB(2) インターメディアイト・ライティングA(2) インターメディアイト・ライティングB(2) インターメディアイト・プレゼンテーションA(2) インターメディアイト・プレゼンテーションB(2) インターメディアイト・リスニングA(2) インターメディアイト・リスニングB(2)	4単位 選択必修		
	異文化理解	1単位以上		文化構想学概論(2)	2単位 必修		
				異文化コミュニケーション論A(2) 異文化コミュニケーション論B(2) Exploring Cultural Perspectives I(2) Exploring Cultural Perspectives II(2) Exploring Cultural Perspectives III(2) Exploring Cultural Perspectives IV(2)	4単位 選択必修		
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計					20	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		8単位以上	4単位以上	英語科教育法1(2) 英語科教育法2(2)	8単位 必修	4単位 必修
英語科教育法3(2) 英語科教育法4(2)					選択		
合計		28	24	合計		28	24

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、3年次末までに「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「英語科教育法2(2)」は、「英語科教育法1(2)」修得者のみ履修できます。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校社会》			京都文化学科		
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	選択科目(単位数)
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史・外国史	1単位以上	日本史概論(2) 東洋史概論(2) 西洋史概論(2)	6単位必修	日本史資料論(2) 京都の歴史(2) 京都文化学概論(2) 日本考古学(2) 文化遺産特論Ⅰ(考古学)(2) 日本食文化入門(2)
	地理学 (地誌を含む。)	1単位以上	人文地理学概論(2) 自然地理学原論(2) 地誌学概論(2)	6単位必修	人文地理学特論(2) 京都の地理(2)
	「法律学、政治学」	1単位以上	法律学概論(2)	2単位必修	文化政策論(2)
	「社会学、経済学」	1単位以上	社会学概論A(2) 社会学概論B(2)	4単位必修	伝統産業論(2)
	「哲学、倫理学、宗教学」	1単位以上	宗教学概論(2)	2単位必修	仏教文化入門(2) 日本思想(2) 宗教と京都(2)
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計				20
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8単位以上	ア 社会科教育法A-1(2) 社会科教育法A-2(2) イ 社会科教育法A-3(2) 社会科教育法A-4(2) ウ 社会科教育法B-1(2) 社会科教育法B-2(2) エ 社会科教育法B-3(2) 社会科教育法B-4(2)	8単位 選択必修	
合計		28	合計	28	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、ア・イ、ア・エ、イ・ウまたはウ・エのいずれか4科目8単位選択必修です。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までにアからエのいずれか4単位を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」を履修することはできません。
- 「社会科教育法A-4(2)」は「社会科教育法A-3(2)」を修得したうえで履修することが望ましいですが、未修得の場合は事前に担当教員に相談してください。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《高校地理歴史》			京都文化学科	
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史	日本史概論(2) 日本史資料論(2)	4単位 必修
			京都の歴史(2) 京都文化学概論(2) 日本考古学(2) 文化遺産特論Ⅰ(考古学)(2) 日本食文化入門(2)	選択必修
		外国史	東洋史概論(2) 西洋史概論(2)	4単位 必修
			ヨーロッパの歴史(2) アジアの歴史(2)	選択必修
		人文地理学・ 自然地理学	人文地理学概論(2) 自然地理学原論(2)	4単位 必修
			人文地理学特論(2) 京都の地理(2)	選択必修
地誌	地誌学概論(2)	2単位 必修		
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計			20	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		4単位 以上	地理歴史科教育法A-1(2) 地理歴史科教育法A-2(2)	4単位 必修
合計		24	合計	24

各科目区分で指定された単位数以外に
6単位選択された単位数以外に

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、高校地理歴史で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、高校地理歴史で教育実習を行う場合、3年次末までに「地理歴史科教育法A-1(2)」「地理歴史科教育法A-2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「地理歴史科教育法A-2(2)」は「地理歴史科教育法A-1(2)」を修得したうえで履修することが望ましいですが、未修得の場合は事前に担当教員に相談してください。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位は、高校地理歴史の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2026年度入学者)

(4) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分等	単位数		本学における開設授業科目等			
	中学校	高校	免許状の 種類・教科	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
					中学校	高校
大学が独自に 設定する科目	4	12	高 校 全教科	道徳教育論(2)	—	2単位 必修
			中学校 高 校 全教科	学校インターンシップA(2) 学校インターンシップB(2) 学校経営と学校図書館(2) ※ 学校図書館メディアの構成(2) ※ 学習指導と学校図書館(2) ※ 読書と豊かな人間性(2) ※	選択	選択 必修
合 計	4	12	合 計		0	6

注意事項

- 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を、「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
- 中学校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
- 高校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で6単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」は、必修の「道徳教育論(2)」を含め6単位です。「大学が独自に設定する科目」の単位は、上表の選択必修科目を修得するか、他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。
- ※は司書教諭資格の取得に関する科目です。資格の詳細は文化学部の『履修要項』で確認してください。